

住宅地開発に伴う道路計画許可基準

この基準は、住宅開発を行う場合の都市計画法第29条に基づく開発許可申請に対して同法第32条の同意を与えるのに必要な事項を定めるものである。

1 基本的な道路形態

(1) 公道から公道への通り抜け (図1-1)

ア 開発区域内道路が接続する公道の幅員 ($W1$)

開発区域が $3,000\text{m}^2$ 未満については有効 4.0m 以上(図1-2、1-3)、 $3,000\text{m}^2$ 以上 $10,000\text{m}^2$ 未満については 6.0m 以上、 $10,000\text{m}^2$ 以上の場合は 6.5m 以上とする。

イ 開発区域内道路の幅員 ($W2$)

開発区域が $3,000\text{m}^2$ 未満については有効 4.0m 以上(図1-2、1-3)、開発区域が $3,000\text{m}^2$ 以上については 6.0m 以上とする。

ウ 道路間の離隔 (X)

車両の事故等を防止するため、道路間の離隔は 25m 以上とする。ただし、地形上やむを得ない場合はこの限りではない。

エ 道路側溝 (U)

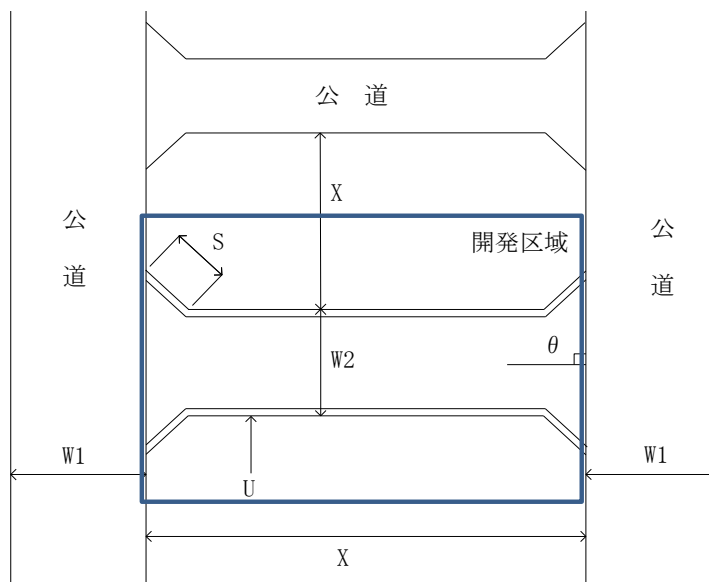
流域及び流出量を検討し断面を決定することとし、内空幅 300mm 以上を基本とする。

オ 隅切り (S)

面 3.0m 以上とし、地形上やむを得ない場合を除き、道路の両側に設けるものとする。

カ 交差角 (θ)

90° を基本とし、 75° 未満は避けること。特にやむを得ない場合は、 60° 以上とすることができる。



(図1-1)

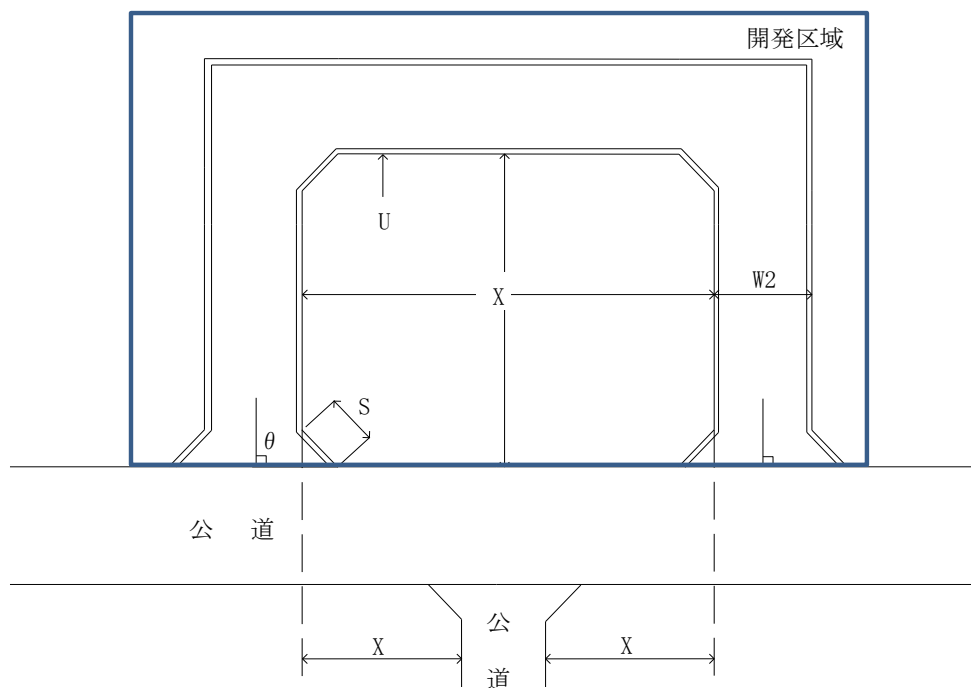
(図 1 - 2)

道路幅員 = 有効幅員

(図 1 - 3)

2 特別に認める道路形態

許可条件については、公道から公道への通り抜け（図1-1）と同様とする。



(圖 2-1)

(2) 公道の接続が1箇所(図2-2、2-3)

ア 開発規模

開発区域面積が5,000 m^2 未満、または開発計画戸数(区画)25戸(区画)以下の場合について認めるものとする。

イ 開発区域内道路の幅員(W2、W3)

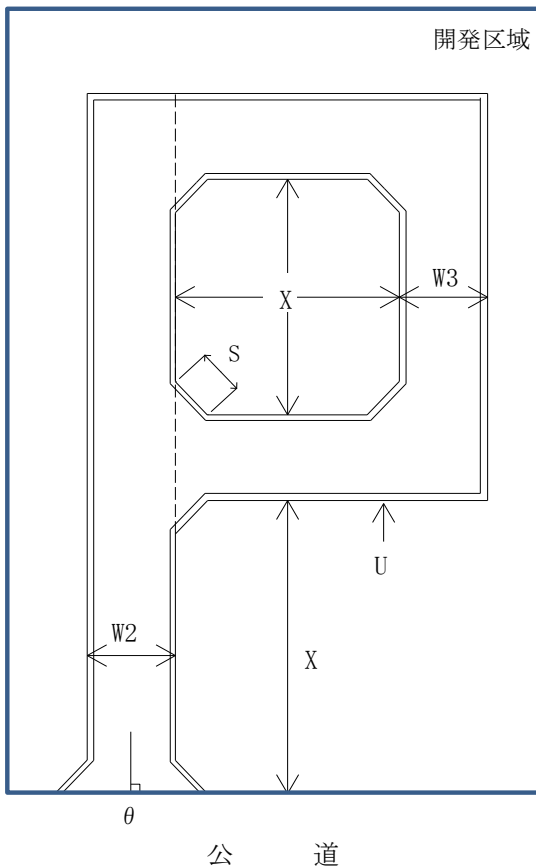
開発区域内道路の幅員のうち、W2については6.0m以上とし、W3については春日井市の開発許可基準に準ずるものとし、開発区域が3,000 m^2 未満については有効4.0m以上、開発区域が3,000 m^2 以上については6.0m以上とする。

ウ 道路の離隔(X)

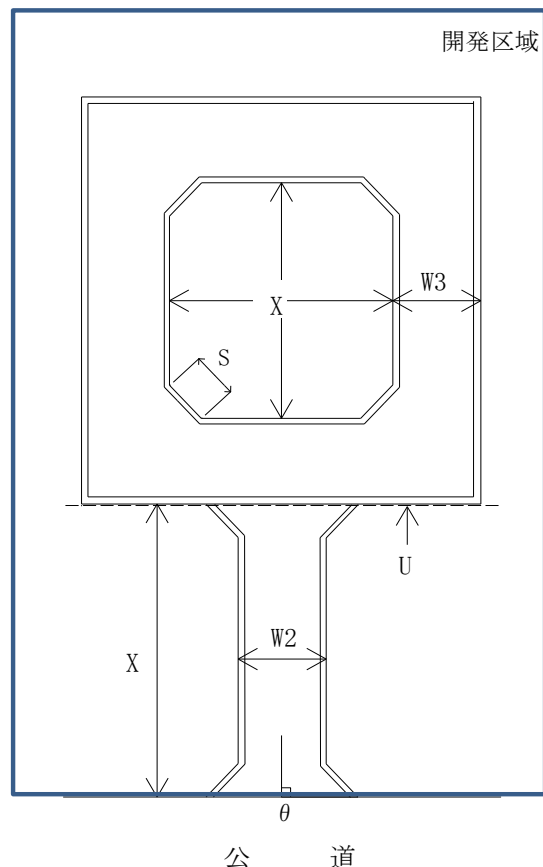
道路の離隔は、25m以上とする。ただし、地形上やむを得ない場合はこの限りではない。

エ その他

道路側溝、隅切り、交差角については、公道から公道への通り抜け(図1-1)と同様とする。



(図2-2)



(図2-3)

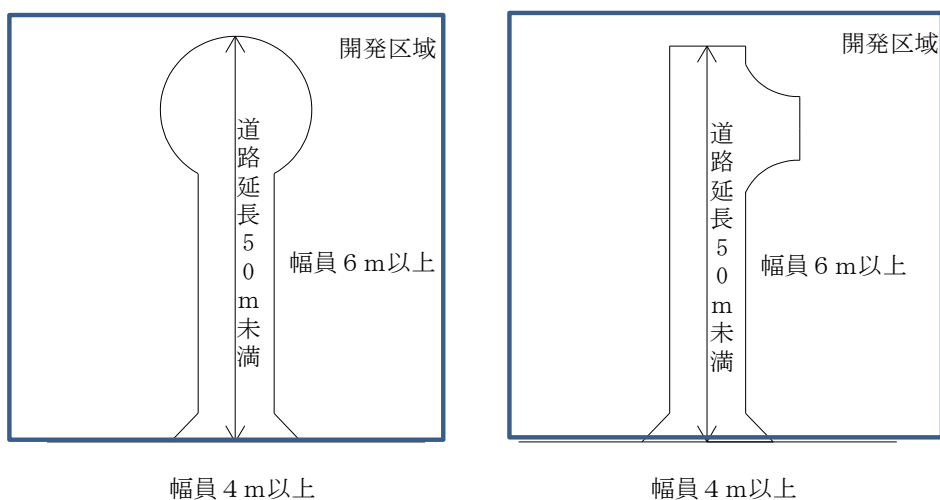
(3) 袋路状の道路 (図3-1、3-2)

ア 開発規模

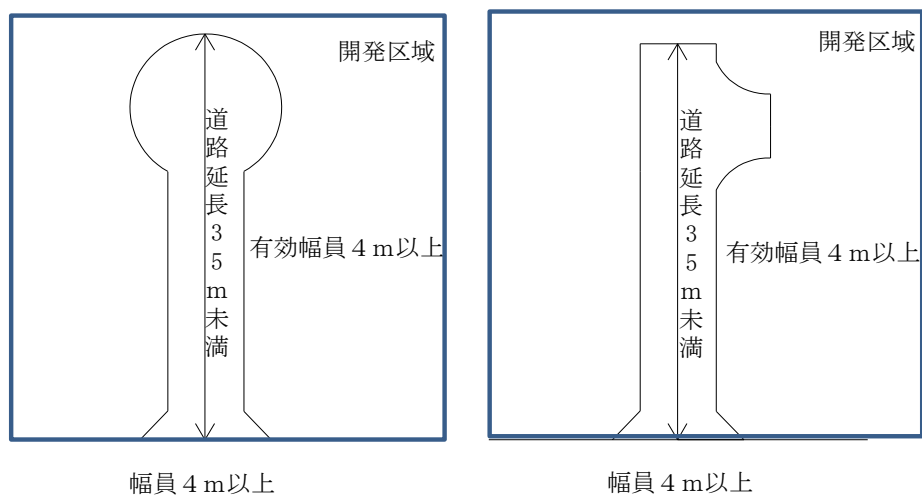
開発区域面積が2,000㎡未満の小規模かつ転回広場を設けるものについて認めるものとする。

イ その他

許可条件については、図3-1、3-2のとおりとする。道路側溝、隅切り、交差角については、公道から公道への通り抜け (図1-1) と同様とする。また、転回広場の形態については図3-3のとおりとする。



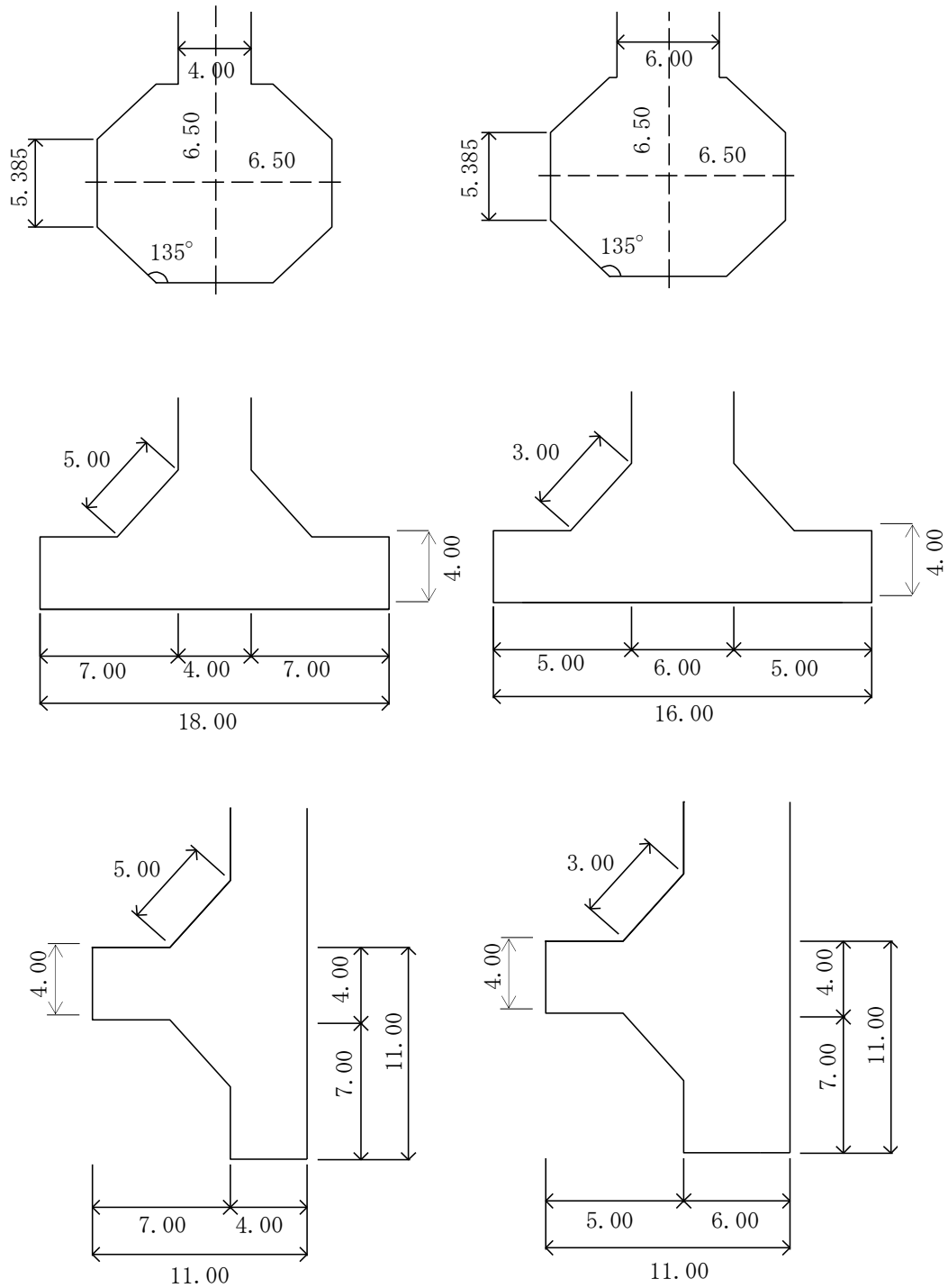
開発規模が2,000㎡未満 (図3-1)



開発規模が1,000㎡未満 (図3-2)

ウ 転回広場の形態（図 3－3）

転回広場内にも道路側溝を設けること。



（図 3－3）

3 その他 共通事項

(1) 路線数について

全ての形態で設ける道路は、一開発一路線とすること。ただし、大規模開発の場合はこの限りではない。

(2) 開発道路の工事について

交通安全施設で、春日井市または春日井警察署が設置を必要と判断した場合は、その指示に従うこと。

C B R 試験を実施し、計画舗装構成を確認し、路盤工前に報告すること。

路盤工完了時に市担当者の立会いのもと、プルフローリング試験・現場密度試験を実施すること。

アスファルト舗装後、最低3箇所コアを採取し、密度試験を行うこと。

側溝縦断勾配は0.3%以上確保しているか、出来形にて報告すること。

完了検査日の7日前までには、しゅん工書類一式を提出すること。

*しゅん工書類・・・工事完了届（表紙）、出来形（設計図面の数値に実測値をすべて朱書き）、工事完了写真、材料承認願、各試験結果

品質管理については、「監修 愛知県建設部 標準仕様書」に準ずる。

(3) 開発道路の土地の帰属について

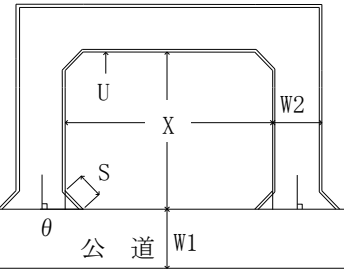
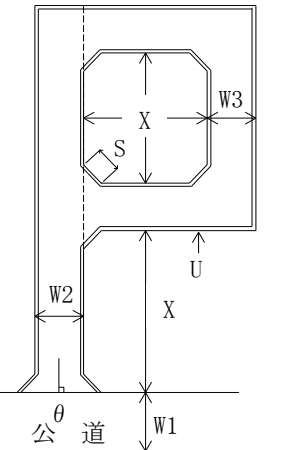
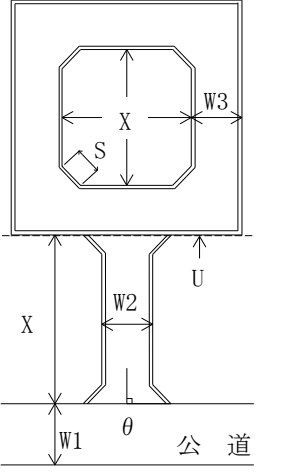
市に帰属することとなる土地の境界を明確にするため杭等を設置すること。

新たに設置される公共施設（道路）の土地の帰属については、都市計画法第36条に基づく工事完了公告後、不動産登記法に基づく登記手続きを1ヶ月以内に行うこと。

(4) その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項については、都市計画法及び道路構造令によるものとする。

開発許可基準値比較表

	道路形態	開発規模	接続道路（W1）	開発区域内道路		離隔（X）	道路側溝（U）	隅切り（S）	交差角（ θ ）
				W2	W3				
1		開発面積3,000㎡未満	有効4.0m以上	有効 4.0m以上	——	25.0m以上	原則U300以上	3.0m以上	原則90° ±15° 以内
		開発面積3,000㎡以上	6.5m以上 (ただし1ha未満は6.0mでも可)	6.0m以上	——	25.0m以上	原則U300以上	3.0m以上	原則90° ±15° 以内
2		開発面積3,000㎡未満	有効4.0m以上	6.0m以上	有効 4.0m以上	25.0m以上	原則U300以上	3.0m以上	原則90° ±15° 以内
		開発面積3,000㎡以上 5,000㎡未満若しくは開 発計画戸数25戸以内	6.5m以上 (ただし1ha未満は6.0mでも可)	6.0m以上	6.0m以上	25.0m以上	原則U300以上	3.0m以上	原則90° ±15° 以内
3		開発面積3,000㎡未満	有効4.0m以上	6.0m以上	有効 4.0m以上	25.0m以上	原則U300以上	3.0m以上	原則90° ±15° 以内
		開発面積3,000㎡以上 5,000㎡未満若しくは開 発計画戸数25戸以内	6.5m以上 (ただし1ha未満は6mでも可)	6.0m以上	6.0m以上	25.0m以上	原則U300以上	3.0m以上	原則90° ±15° 以内